

熊本県動物愛護推進員の活動等に関する要綱

(設置)

第1条 動物の愛護及び管理に関し、熊本県動物愛護管理推進計画（以下「県計画」という）に掲げる「人と動物とが共生できる地域づくり」を目指すため、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動愛法」という。）第38条第1項に基づき熊本県動物愛護推進員（以下「推進員」という。）を設置する。

(委嘱)

第2条 知事は、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進を図るため、熊本県内に居住し、動物の愛護の推進に熱意と豊富な識見を有する者で、熊本県動物愛護推進協議会の各地域推進協議会から推薦を受けたものの中から推進員を委嘱する。

2 知事は推進員に対し、「委嘱状」及び「熊本県動物愛護推進員証」（様式第1号）（以下「推進員証」という。）を交付する。

3 推進員の任期は1年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。）以内とする。ただし、推進員が欠けた場合は、前任者の残任期間内で後任の推進員を委嘱することができる。

4 推進員は再任することができる。

5 推進員の数については、別表のとおりとする。

(推進員の証)

第3条 推進員が活動を行うときは、推進員証を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(推進員の証の再交付)

第4条 知事は、前条の規定により交付された推進員証をき損し、汚損し、若しくは紛失した者から推進員証の再交付の申請があったときは、推進員証を再交付できる

2 前項の申請は、推進員証再交付申請書(様式第2号)により行うものとする。

(推進員の活動)

第5条 推進員は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養について住民への周知・啓発を行うこと。
- (2) 住民に対し、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。
- (3) 犬、猫等の動物の所有者等に対し、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること。
- (4) 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために県、市町村及び協議会の構成団体等が行う事業に協力をする事。
- (5) 災害時において、県、市町村及び協議会の構成団体等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をする事。

(推進員の解任)

第6条 知事は、推進員が次の各号いずれかに該当する場合はこれを解任することができる

る。

- (1) 推進員の活動範囲を著しく超える等、この要綱に反する行為をした場合
- (2) 動愛法及び狂犬病予防法に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられた場合
- (3) 本人からの申し出があった場合

(推進員証の返納)

第7条 推進員は、前条の規定により解任された場合は、すみやかに、推進員証を知事に返納しなければならない。

(報告)

第8条 推進員は、前年度活動の実績を、翌年3月末日までに「動物愛護推進員活動報告書」(様式第3号)により知事に報告するものとする。

(報償費等)

第9条 県は、推進員が第5条に規定する事業に参加した場合は、前条に定める報告に基づき、予算の範囲内において報償費を支払うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進員の活動に必要な事項は、別に定める。

(別表)

第2条第5項に定める推進員の数は、下表に掲げる数を上限とする。なお、熊本県動物愛護推進協議会設置要綱第7条第2項に基づき、地域協議会を隣接する地域同士の合同で設置する場合は、人数が多い管轄保健所の人数を定数とする。

管轄保健所	人数
有明保健所	6人
山鹿保健所	3人
菊池保健所	6人
阿蘇保健所	3人
御船保健所	4人
宇城保健所	4人
八代保健所	5人
水俣保健所	2人
人吉保健所	3人
天草保健所	4人

附 則

この要綱は、平成21年2月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月22日から施行する。